



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年10月20日金曜日 第1805号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則..... 900

### 告 示

- 新たな土地改良事業の施行の認可..... 902
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(3件)..... 903
- 遊漁規則の変更認可..... 903
- 落札者等の告示..... 903
- 道路の供用開始(県道孫兵衛作壬生川線)..... 903
- 道路の区域変更(一般国道494号外)..... 904
- 道路の供用開始( " )..... 904
- 道路の区域変更(県道内子河辺野村線)..... 904
- 道路の区域変更(県道宇和島城辺線)..... 905
- 道路の供用開始( " )..... 905
- 道路の区域変更(県道広見三間宇和島線)..... 905
- 道路の区域変更(県道広見吉田線)..... 905
- 道路の供用開始( " )..... 905
- 開発行為に関する工事の完了..... 906

### 公 告

- 患者情報モニタリングシステムの購入..... 906
- X線透視撮影システムの購入..... 907
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 908
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 908

### 教育委員会規則

教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則..... 908

### 公営企業告示

落札者等の告示..... 909

### 任 免 辞 令

公営企業任免辞令..... 909

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第58号

知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。  
平成18年10月20日

愛媛県知事 加戸守行

#### 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

**第1条** 民間事業者等が、知事の所管する条例等に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、愛媛県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年愛媛県条例第53号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則等で定める保存)

**第3条** 条例第3条第1項の規則等で定める保存は、別表第1の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。(電磁的記録による保存)

**第4条** 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、別表第1の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

**2** 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(条例第4条第1項の規則等で定める作成)

**第5条** 条例第4条第1項の規則等で定める作成は、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第6条 民間事業者等が、条例第4条第1項の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第7条 条例第4条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の電子署名をいう。)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(愛媛県水道条例施行規則の一部改正)

3 愛媛県水道条例施行規則(昭和38年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第6号(第11条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号</p> <p style="text-align: right;">所属 _____</p> <p style="text-align: right;">職 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p> <p>愛媛県水道条例(昭和38年愛媛県条例第19号)第11条第2項の規定による当該職員<del>の</del>証</p> <p>発行 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県 県印</p> </div> <hr/> <p style="text-align: center;">愛媛県水道条例(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第11条 知事は、必要があるときは、水道設置者から工事の施行状況若しくは管理状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして、水道の工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(注)省略</p>	<p>様式第6号 _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号</p> <p style="text-align: right;">所属庁 _____</p> <p style="text-align: right;">職、氏名 _____</p> <p>愛媛県水道条例 _____ 第11条第2項の規定による当該吏員<del>の</del>証</p> <p>発行 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県 県印</p> </div> <hr/> <p style="text-align: center;">愛媛県水道条例抜すい</p> <p>第11条 知事は、必要があるときは、水道設置者から工事の施行状況若しくは管理状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして、水道の工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ を検査させることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(注)省略</p>

(愛媛県水道条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 この規則施行の際現に交付されている前項の規定による改正前の愛媛県水道条例施行規則様式第6号の規定による職員の身分を示す証明書は、同項の規定による改正後の愛媛県水道条例施行規則様式第6号の規定による職員の身分を示す証明書とみなす。

(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)

5 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 省略</p> <p style="text-align: center;">(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第5条 条例第19条第2項に規定する書面の作成に代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成は、特定非営利活動法人の使用に係</p>	<p>第4条 省略</p>

る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法によらなければならない。

**第6条** 条例第19条第2項に規定する書面の備置きに代えて行う当該書面に係る電磁的記録の備置きは、次に掲げる方法のいずれかによらなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定に基づく電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

**第7条** 条例第19条第2項に規定する書面の閲覧に代えて行う当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

**別表第1（第3条、第4条関係）**

1 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）	第15条
2 農業倉庫業法施行細則（大正14年愛媛県令第42号）	第9条及び第11条（決議録を除く。）（これらの規定を第17条において準用する場合を含む。）
3 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）	第19条第2項、第27条第2項及び第38条第3項
4 愛媛県農村地域工業等導入促進条例施行規則（昭和48年愛媛県規則第4号）	第18条
5 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則（昭和59年愛媛県規則第30号）	第16条
6 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成12年愛媛県規則第8号）	第9条第1号、第2号（理事及び監事並びにその他の職員の名簿に限る。）、第5号（収入及び支出に関する帳簿に限る。）及び第6号
7 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成18年愛媛県規則第29号）	第14条第1号、第2号（委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿並びに定款又は寄附行為に限る。）、第5号（収入及び支出に関する帳簿に限る。）及び第6号

**別表第2（第5条、第6条関係）**

1 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例	第15条
2 農業倉庫業法施行細則	第8条第1項（第17条において準用する場合を含む。）
3 愛媛県公害防止条例施行規則	第19条第2項、第27条第2項及び第38条第3項
4 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則	第16条

**告 示**

**○愛媛県告示第1522号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・関地区）の施行を平成18年10月6日認可した。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市庄並びに今治市菊間町松尾、高田、西山及び種地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・いよ高縄地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年10月23日から11月20日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所北条支所及び今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第1524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、松山市庄並びに今治市菊間町高田及び種地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・いよ高縄地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年10月23日から11月20日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所北条支所及び今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第1525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に

○愛媛県告示第1527号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
中予水産試験場調査船 1隻	愛媛県農林水産部 水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目4-2	平成18年10月10日	有限会社越智造船所 愛媛県西条市豊多川853	39,690,000円	一般競争入札	平成18年8月29日

○愛媛県告示第1528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月20日

より、松山市小山田、儀式及び猿川原並びに今治市菊間町河之内、西山及び種地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・いよ高縄地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成18年10月23日から11月20日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所北条支所及び今治市役所菊間支所

○愛媛県告示第1526号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、次のように遊漁規則の変更を認可した。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 土居町内水面漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則
  - (1) 漁業権者の名称及び住所  
土居町内水面漁業協同組合  
四国中央市土居町上野2797
  - (2) 漁業権の免許番号  
内共第3号
  - (3) 認可に係る変更の内容  
第6条第1項の表を次のとおり改める。

魚種	漁具・漁法	日券	年券
あまご	手釣、竿釣	1,000円	4,000円

- 2 変更後の遊漁規則施行の日

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	孫兵衛作壬生川線	西条市実報寺甲466番4から 同市実報寺甲248番2まで	平成18年10月20日

○愛媛県告示第1529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3844番2から 同町東川3840番2まで	旧	メートル 4.4～8.6	キロメートル 0.359	
			新	9.8～26.4	0.359	
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川7193番3から 同町東川7193番2まで	旧	4.7～7.9	0.049	
			新	5.5～11.6	0.049	
"	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4565番4	旧	17.0～17.5	0.011	
			新	25.1～25.5	0.011	

○愛媛県告示第1530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町東川3844番2から 同町東川3840番2まで	平成18年10月20日
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川7193番3から 同町東川7193番2まで	"
"	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町日野浦4565番4	"

○愛媛県告示第1531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山163番から 同町横山229番まで	旧	メートル 5.5～13.7	キロメートル 0.144	
			新	12.3～24.4	0.144	

○愛媛県告示第1532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丁1075番15地先	旧	メートル 7.8～8.2	キロメートル 0.008	
			新	16.8～17.4	0.008	

○愛媛県告示第1533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丁1075番15地先	平成18年10月20日

○愛媛県告示第1534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広見三間宇和島線	宇和島市光満字下井手甲51番5地先から 同市高串字家藤乙1131番5地先まで	旧	メートル 8.9～11.9	キロメートル 0.327	
			新	9.9～27.5	0.332	

○愛媛県告示第1535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町曾根648番1地先から 同町曾根976番1地先まで	旧	メートル 13.8～16.0	キロメートル 0.161	
			新	13.8～16.0 14.0～36.6	0.161 0.154	

○愛媛県告示第1536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	広見吉田線	宇和島市三間町曾根648番1地先から 同町曾根976番1地先まで	平成18年10月27日

## ○愛媛県告示第1537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第33号 平成18年10月10日	伊予郡松前町大字東古泉字相之関168番8、168番9及び169番9	伊予郡松前町大字西古泉285番地1 有限会社アットホーム 取締役 田原 信幸

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
患者情報モニタリングシステムの購入
- (2) 購入物品名及び数量  
患者情報モニタリングシステム1式（使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、配線、調整等1式を含む。）
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限  
平成19年3月6日
- (5) 納入場所  
子ども療育センター
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 2156
- (2) 入札書の受領期限  
平成18年11月30日（木）午前10時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成18年11月30日（木）午前10時30分  
愛媛県庁舎 第二別館1階会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。  
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札者に要求される事項  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Patient Monitoring System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:30 a.m. , 30 November 2006
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , General Administration Division , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156



○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

X線透視撮影システムの購入

(2) 購入物品名及び数量

X線透視撮影システム1式(使用にあたり必要な付帯装置、搬入、据付け、配線、調整等1式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成19年3月12日

(5) 納入場所

子ども療育センター

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

平成18年12月5日(火)午前10時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成18年12月5日(火)午前10時30分

愛媛県庁舎 第二別館1階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Fluoroscopic System , 1 set

(2) Time limit of tender: 10:30 a.m. , 5 December 2006



(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government,

4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2156

## ○公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年10月10日	特定非営利活動法人 ふれあい	村上 ムツ子	四国中央市三島中央三丁目14番31号	この法人は、四国中央市内の不特定多数の個人・団体を対象に、高齢者や子育て中の親子の地域での生活支援や、住みよい地域環境を実現するためのふれあいのまちづくりに関する事業などを行い、地域住民が共に支え合い、安心して暮らすことのできる地域コミュニティの形成と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## ○公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年10月20日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年10月11日	特定非営利活動法人 瀬戸内海蘇生交流会・えひめ	小田 満	今治市山方町二丁目甲1185番地3	この法人は、主に有用微生物の技術を活用し、県内外の団体と交流会を行い、あらゆる環境浄化運動を推進し、最終的には、瀬戸内海を本来のきれいな海に蘇生することで、公益の増進に寄与することを目的とする。

## 教育委員会規則

### ○愛媛県教育委員会規則第13号

教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成18年10月20日

愛媛県教育委員会

委員長 井関和彦

#### 教育委員会の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

（趣旨）

**第1条** 民間事業者等が、教育委員会の所管する条例等に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

**第2条** この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、愛媛県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年愛媛県条例第53号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（条例第3条第1項の規則等で定める保存）

**第3条** 条例第3条第1項の規則等で定める保存は、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

- 愛媛県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和44年愛媛県教育委員会規則第7号）第11条第1項第1号、第2号（役員及びその他の職員の名簿に限る。）、第3号、第5号（収入支出に関する帳簿に限る。）、第6号及び第8号
- 愛媛県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和61年愛媛県教育委員会規則第2号）第13条第1項第1号、第2号（利害関係人の名簿及び定款又は寄附行為に限る。）、第3号、第5号（収入支出に関する帳簿に限る。）、第6号及び第8号

（電磁的記録による保存）

**第4条** 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定に基づき、前条各号に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
- (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができる措置を講ずるものとする。

## 附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

---

 公 営 企 業 告 示
 

---

## ○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年10月20日

愛媛県立中央病院長 上 田 暢 男

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
重油（J I S K2205 1種2号） 約800,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成18年9月27日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二 丁目9番12号	63,315円	一般競争入札	平成18年2月14日

---

 任 免 辞 令
 

---

## ○公営企業任免辞令

9月30日

愛媛県技術吏員 土 居 泰 子  
同 二 宮 藍  
同 井 上 愛

願により本職を免ずる（各通）